

第173回統計委員会・第21回企画部会（合同開催） 議事録

1 日 時 令和4年1月26日（水）15:00～17:35

2 場 所 W e b 会議

3 出席者

【委員】

椿 広計（委員長）、津谷 典子（委員長代理）、伊藤 恵子、川崎 茂、清原 慶子、
佐藤 香、白塚 重典、菅 幹雄、樫 浩一、福田 慎一、松村 圭一、村上 由美子

【臨時委員】

清水 千弘、宮川 幸三、山澤 成康

【幹事等】

総務省政策統括官（統計制度担当）、総務省統計局長、財務省大臣官房総合政策課企業
統計分析官、厚生労働省政策統括官（統計・情報政策、労使関係担当）

【審議協力者】

内閣府経済社会総合研究所総括政策研究官、総務省統計局統計調査部長、日本銀行調
査統計局参事役、東京都総務局統計部長

【事務局（総務省）】

明渡大臣官房審議官

統計委員会担当室：萩野室長、栗原次長、小山次長、重里次長、上田次長
政策統括官（統計制度担当）：吉開政策統括官、佐藤統計企画管理官

4 議 事

- （1）諮問第159号「労働力調査の変更について」
- （2）部会の審議状況について
- （3）集計方法の変更の報告
- （4）建設工事受注動態統計調査について

5 議事録

○椿委員長 それでは、定刻ちょっと前ですけれども、お集まりになっておりますので、
第173回統計委員会と第21回企画部会を合同開催したいと思います。

本日は、秋池委員が御欠席となります。

COVID-19に関する昨今の情勢に鑑みまして、会議の時間を短くするため、事務局による議
事と資料の説明は省略させていただきます。

本日は、議事次第のとおり、諮問、部会報告、集計方法の変更の報告、建設工事受注動態統
計調査について説明があります。本日はこのような議事にしたいと考えます。よろしくお願

します。

○萩野総務省統計委員会担当室長 それでは、カメラ撮りは一旦ここまでといたしますので、御退室をお願いいたします。

本日は、事務局にてウェブ画面上に資料を投影いたします。つきましては、委員の方々、説明者、質疑対応者におかれましては、御発言の際に必ず資料名、ページ番号を冒頭にお示しいただくようお願いいたします。

○樫委員長 よろしいでしょうか。ハウリング等大丈夫でしょうか。

それでは、議事に入ります。

諮問第159号、労働力調査の変更について、総務省政策統括官室から、まず説明をお願いいたします。

○内山総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官 総務省政策統括官室の内山でございます。本日は、総務省統計局が実施しております基幹統計調査の一つ、労働力調査についての諮問でございます。資料は1-1と1-2になります。

資料1-2の諮問文にありますとおり、この度、本調査の計画変更について申請がございました。この申請に対して承認の適否を判断するに当たっての手續の一環として、統計委員会の皆様の御意見をお聞きするものでございます。本件につきましては、調査事項あるいは調査票の変更はございませんので、具体的な説明につきましては資料1-1の概要資料のみで行いますので、そちらを御覧いただければと思います。

資料1-1の表紙をめくっていただきまして、1ページになります。こちらが本調査の現在の概要をまとめたものでございます。調査の目的は、国民の就業及び不就業の状態を明らかにするというものでございますが、先月の委員会で答申を頂戴した就業構造基本調査、こちらが5年周期で詳細な内容を把握する構造調査であるのに対して、こちら労働力調査は就業状態を継続的に把握するという動態調査、そのような関係になってございます。

調査期日は、原則として毎月末日現在で行われております。調査票は、基礎調査票と特定調査票の2種類ございますが、報告者を選定するベースになるのは基礎調査票で、特定調査票につきましては、基礎調査に回答いただいている世帯に対して特定のタイミングだけお願いする、そういう関係になってございます。そして、基礎調査票では、約4万世帯に協力を求めまして、結果として約11万人の情報確保を目標に調査が行われておりますが、毎月調査でございますので、実査から公表に至るまでの何らかの業務が常に行われているといったような状態でございます。調査系統にありますとおり、都道府県の御協力を頂きつつ、調査員調査を基本として行われております。

また、皆様御案内のとおり、毎月月末には就業状態あるいは失業率が必ずと言っていいほど報道される雇用統計の基本となっている調査でございますので、2ページ目に掲げたもの、こちらはほんの一例でございます。様々な場面に結果を提供し、利活用されているというものでございます。

それでは、今回予定されている変更点は何かということでございますが、それを最後の3ページ目にまとめております。そちらを御覧いただければと思います。内容といたしましては、報告者選定の技術的な修正1点のみでございます。

注1の方から御説明いたしますが、本調査は、国勢調査により設けられた全国の調査区、こちらから標本となる調査区を選定して、標本調査区から対象世帯を選定する、そのような流れで行われております。そして、調査の設計上、標本調査区内で選定した世帯が全て2人以上の世帯であった場合の数、これを基本数として定め、それを勘案して世帯の選定、協力依頼が行われているところです。

今回計画されている変更は、1調査区における基本数、これを来年、令和5年5月から、順次15から16に変更するというものでございます。

変更することになった背景でございます。資料の中ほど以降ということになりますが、先ほど申しましたとおり、調査計画は約4万世帯、約11万人、15歳以上の世帯人員で申し上げますと約10万人ということになるのですが、それを目標に調査が行われています。

しかしながら、1世帯当たりの世帯人員の減少傾向によりまして、結果精度に問題はないのですが、調査の実績として、注4にも記載しておりますが、世帯数、世帯人員ともに、この目標に届いていないという現状がございます。1世帯当たりの世帯人員の減少傾向は、長期にわたって継続しているものであり、今後も続くことが予想されます。そのため、調査精度の維持・確保のために何らかの改善が必要と考えられたところです。

これを解決する方策としては、二つの選択肢が考えられます。一つは標本調査区を増やすこと、そしてもう一つは、1調査区当たりの基本数の増加でございます。しかしながら、標本調査区自体を増やすことはなかなか難しい状況とのこと、そこで、基本数である15を大きくすることで、実配布数を増やして、計画上の目標である約4万世帯に近付け、ひいては、15歳以上の世帯人員約10万人、こちらの情報確保を目指すというものでございます。ただ、調査員や報告者の方々、現場における負担増を考慮しまして、最小限の増加ということで、15から16に、1だけ変更するというのが今回の変更でございます。

以上が本調査について今回予定されている変更内容ということになりますが、今回の変更について改めて一言で申し上げますと、1世帯当たりの世帯人員の減少傾向を踏まえて、従前から必要とされている人数分の情報を引き続き確保するための措置、そのように御理解いただければと思います。この後、統計局からも補足のコメントをしていただく予定でございますが、何とぞよろしく願いいたします。ありがとうございます。

○樫委員長 御説明ありがとうございました。

それでは、調査実施者であります総務省統計局から補足のコメントをよろしく願いいたします。

○谷道総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室長 総務省統計局労働力人口統計室の谷道と申します。よろしく願いいたします。

調査実施者から補足のコメントを申し上げます。

変更の必要性につきましては、ただ今の御説明にもあったとおりでございます。一部繰り返しになるところお許しください。

平均世帯人員数が徐々に減少してきているということでございます。これらに伴いまして、現行の標本設計のままでは調査対象客体数が減少するということを懸念していたところでございます。前回の平成27年国勢調査の結果で、世帯当たり2.58人というところで、

その後も減少するという可能性も想定されたことを踏まえまして、約2年前の令和元年に、基本数や世帯の抽出間隔を変更した場合の影響というものを分析したところでございます。そのところ、今回提示したような基本数の変更を行うことで、必要な調査対象客体数を確保することが可能となって、かつ調査の現場あるいは報告者の皆様の負担増を最小限に抑制することが可能という結論が得られたため、今般、令和2年国勢調査の結果に基づく調査区の変更となるタイミングを踏まえて、調査計画の変更を申請したところでございます。

なお、基本数の変更につきましては、一気に行うというわけではなく、労働力調査はローテーション・サンプリングであることを踏まえまして、順次行っていくというものでございます。時期といたしましては、令和2年国勢調査結果を踏まえた調査区変更の実施に合わせまして、令和5年度から順次適用していくというものでございます。

また、今回の変更による効果というところでございますが、先ほど御説明いただきましたように、調査計画上の目標である約4万世帯を確保することが可能となる結果、15歳以上人口、15歳以上の世帯人員ベースで約10万人の調査対象を確保することが可能となるというものでございます。具体的な数としてシミュレーションを行いましたところ、今画面に映っております注4で、現行の約3万7,000、約9万7,000というものがございまして、変更後は、換算世帯ベースで3万9,400程度、15歳以上の世帯人員で約10万人という効果があるというところでございます。

最後に、今回の変更が適用された後についてでございますが、適用後につきましても、国勢調査の実施の都度、平均的な世帯人員の水準を確認するなど、基本数の変更可能性も含めて、標本設計の見直しの必要性の有無を検討したいと考えているところでございます。

以上補足申し上げます。

○樫委員長 補足説明ありがとうございました。

本件は、ただ今説明がありましたように、15歳以上の世帯人員約10万人というものを確保するため、調査世帯を選定する際の技術的な修正ということで、かなり論点も限られております。このため、部会には付託せず、本委員会で直接議論いただいて結論を得たいと考えておりますが、そのような対応でよろしいでしょうか。特に御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○樫委員長 それでは、ただ今の説明につきまして御質問あるいは御意見あれば、よろしくお願いたします。

○津谷委員 よろしいでしょうか。

○樫委員長 津谷委員、よろしくお願いたします。

○津谷委員 ありがとうございます。御説明、大変よく分かりました。既に、この調査実施者である統計局からコメントをいただいておりますので大丈夫かと思いますが、念のために一言確認させていただければと思います。平均世帯人員数が減少していることは、我が国の人口の構造的変化の一つです。同時に世帯数は増加しており、今回の調査では、令和2年の国勢調査をベースに基本数を15から16に上げることにより、ターゲットとしている世帯数及び世帯人員数に近付くことができるということであり、結構だと思えます。

ただ、国勢調査は5年ごとに実施されており、今後、世帯人員数と世帯数がリニアに変化していくかどうか分かりません。ですので、国勢調査の結果が出る度に、それをベースにして、その都度このような見直しを行っていただき、できる限り必要とするデータ量を確保していただきたいと思います。これは調査の現場の御負担を増やすことになるということとはよく分かっていますが、これは大変重要な月次の雇用動態調査ですので、この調査の統計の質を維持し続けていただくよう御対応をお願いしたいと思います。繰り返しになりますが、将来的にも、この標本設計の見直しを、国勢調査の結果が出る度に続けていただきたいというお願いです。

以上です。

○**樫委員長** 津谷委員、貴重な御意見ありがとうございました。見直しに関わる非常に重要な意見だったかと存じます。どうもありがとうございます。

清原委員、手が挙がっていると思います。清原委員、よろしくお願ひします。

○**清原委員** ありがとうございます。雇用の調査として基本になります労働力調査について、国勢調査の結果を基にして、一定の調査精度を長期的に維持確保するため、今回の御提案に至ったと受け止めておりますので、私もこの案で賛成ではございますが、私も津谷委員と同様に、今後も世帯の平均の人数というのは減少傾向が見られることが想定されます。特にこのコロナ禍で出生率が減少しているという実態もございます。したがって、将来的な対応も念頭に置きながらの今回の提案として受け止めたいと思います。

もう1点、今回提案される根拠として、都道府県に依頼した調査員調査であるということで、その調査の現場の状況というものも配慮しながら、ただ今の御提案になったと。ですから、現場を考慮しつつ約4万世帯を確保するために、15から16という変更にとどめたと承りました。長引くコロナ禍、本当に調査の現場も御苦労が多いと思いますので、あくまでも調査精度を長期的に確保したいと、公的統計の精度を確保したいと、そのことを改めて現場にお伝えいただくことによって、今回の変更を現場にも受け止めていただくように御説明をよろしくお願ひいたします。そのことをもって私としては賛成させていただきます。よろしくお願ひします。

以上です。

○**樫委員長** 清原委員、どうもありがとうございました。

続いて白塚委員、よろしくお願ひします。

○**白塚委員** ありがとうございます。私も基本的に、この対応、良いのではないかなと思います。聞いていて思ったのは、同じように、世帯人員が減少しているという問題に直面している統計が他にもありそうな気がします。今回の対応はこれで良いと思いますが、それぞれ単独でやるよりは、何かもう少し包括的に、公的な統計全体として、世帯人員減少など人口構造変化の影響にどう対応するかを考えていくか考えた方が効率的に作業を進められるのではないかなという印象を持ちました。

あともう1点は、これはどれくらい先まで大丈夫なのかということについても、ざっくりとした感覚ぐらい持ってもいいのかなという感じはしました。今後、今回の国勢調査をベースに将来人口推計などができて、その中で家庭の世帯人員数とかも推計されると思

いますので、そうした情報をも踏まえて、先行きどれくらい大丈夫だろうかという点を検討してみてもはどうでしょうか。

以上です。

○樫委員長 どうもありがとうございました。統計全般に係る見直しについての、基本的な考え方の整理ということかと思いました。いずれにせよ3人の委員の皆さんから標本設計の見直しに係る指摘があったと存じます。

続きまして、福田委員、よろしく申し上げます。

○福田委員 ありがとうございます。私も基本的には、御提案には賛成したいと思います。世帯数の減少でいろいろと、統計の収集、非常に御苦労されているということの中での御提案だということだと思います。ただ、この世帯数の減少というのは、全国一律で同じように起こっているわけではなくて、地方は地方で非常に高齢化が進んでいて、高齢者ばかりの世帯になっている。一方で、東京のような都心部では、比較的若い人はたくさんいるが、単身世帯の人がやはり非常にたくさんいるということで、地域差の問題というのは非常に大きいだろうと思いますので、それを全国一律で、統一基準でというのではなくても、もう少しきめ細かな調査の工夫みたいなものも将来的には御検討いただければいいのではないかなと思いました。今回の御提案はもちろん賛成です。

○樫委員長 分かりました。どうもありがとうございます。今回の提案には賛成ということで、やはり将来の標本設計ということ、皆さん大体同様な意見を頂戴できているかと思っています。

申し訳ありません、恐らくこれを最後の御質問にしたいと思いますが、村上委員、よろしく申し上げます。

○村上委員 ありがとうございます。私も今回の御提案に関しては全く問題ございません。

将来的なところのお話ですが、今回のこの統計だけでなく、全体的な統計の調査の方法の中にどの程度までデジタルの技術を取り入れていくのかということのお話は、もういろいろなところでなさっていると理解しておりますが、そのところがもう少し、今回ではなくて次回以降、具体的な手法に落とし込めるような、そんな道が見えているのか。そして、統計の取り方だけではなく、記録という意味で、ブロックチェーン等の技術、このようなどの将来的な可能性、このようなどころのお考えを是非、共有していただければと思います。よろしく願いいたします。

○樫委員長 どうもありがとうございます。労働力調査も含めて統計のDX化という新しい課題を頂戴したかと思いますが、これは何か、現状とか、御回答することはございますか。

○谷道総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室長 調査実施者でございます。御指摘ありがとうございます。まさにDX化というのは重要なテーマであると認識しております。そういった意味では、DX化と申しますか、初めの一步ということにはなるのですが、労働力調査もオンライン調査を導入しておりまして、オンライン調査であれば、より、このコロナの非接触という状況も踏まえまして、回答のしやすさなども向上できるものと認識しておりますので、まずはこのオンライン化を一層推進していくということも

踏まえて行っていきたいと思っております。

○**樫委員長** 推進の方向性ということで、引き続きよろしくお願ひできればと思います。

まだ御意見等たくさんあるかもしれませんが、答申自体に関してはかなりコンセンサスに近い意見があったのではないかと思いますので、それでは私の方で、勝手ながら取りまとめさせていただければと思います。

労働力調査の変更については、今まさに御審議いただいたところですので、答申の文書化自体はこれからということになります。ただ、今の御議論を踏まえますと、統計委員会の判断としては、私がこれから申し上げるような内容になるのではないかと考えるところではあります。

まず、今回の変更内容である調査世帯を選定するに当たっての基本数を15から16に変更することにつきましては、先ほどからありますように、1世帯当たりの15歳以上の平均世帯人員の減少という構造的な変化を踏まえた対応であり、これは、以前から必要とされている人数分の情報を引き続き確保して、統計の結果精度の維持を図ろうとするというものであります。そして、調査員及び報告者双方における負担増を最小限に抑制するという措置であったと考えるところではあります。以上、この点に関しての変更、今回限定的ですが、適当であると判断させていただければと思うところではあります。

以上が今回の変更についての統計委員会としての基本的な判断となりますが、ただ、先ほどからありますように、平均世帯人員の減少傾向というのは構造的なものであり、今後も続くと考えられます。将来的に基本数について、更なる変更が必要になることも予想されるわけではあります。

つきましては、5年ごとに行われる国勢調査の結果などを踏まえ、基本数の変更の必要性など標本設計の見直しの要否につきまして、定期的に検討し、必要に応じて統計委員会に報告するといったことを答申の今後の課題のところに付記してはと考えているところではあります。今の2点、今後の課題を1点付けるという形になると思いますが、委員の皆様から頂いたものに関しては以上のような形で整理できるのではないかと考えております。DX化に関しましても貴重な意見をいただきましたが、これは政府統計全体の問題として、次の基本計画などに反映させる貴重な意見だったのではないかと考えております。

以上、勝手ながら私の方で整理させていただきました。申し上げた内容は、文書化したものにしなければならないので、委員会終了後、速やかに委員の皆様にお送りしたいと思います。以上、今説明したような内容でよろしければ、一度この場で、委員会で採択させていただいて、細かな文章は私に御一任いただければと思いますが、このような進め方で問題ないでしょうか。できれば御意見を頂ければと思います。異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○**樫委員長** 分かりました。どうもありがとうございます。

それでは、以上の内容に基づいて、改めて答申案についてお諮りします。

ただ今、私が申し上げた内容を、「労働力調査の変更について」の統計委員会の答申としてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○**樫委員長** どうもありがとうございます。それでは、そのようにいたしたいと思います。御審議どうもありがとうございました。御説明ありがとうございました。

それでは、引き続きまして、次の議事に移ります。部会の審議状況についてです。

まず、国民経済計算体系的整備部会での審議状況について、部会長の福田委員から御報告をお願いしたいと思います。福田委員、よろしく申し上げます。

○**福田委員** ありがとうございます。それでは、御説明させていただきます。

1月14日に行われました第30回国民経済計算体系的整備部会の審議状況について御報告させていただきます。資料2を適宜御覧いただければと思います。なお、資料2のページ番号は、中央の下に13分の1といったような形で表示してあります。

まず、資料2の1ページを御覧いただければと思います。第30回の部会では、冒頭、新委員の任命に伴い、部会長代理、タスクフォースの構成員、同座長及び同座長代理の指名、並びに国民経済計算体系的整備部会におけるタスクフォースの運営について審議を行いました。その後、2020年度第一次年次推計等について(新型コロナウイルス感染症対応関係)、それに2008SNA改定に向けた状況の二つについて審議をいたしました。概要はこれから御説明しますが、技術的な内容が非常に多いこと、また時間の制約から、詳細は割愛させていただく形での御説明をさせていただきます。

まず、2020年度第一次年次推計等についてです。5ページ以降を御覧いただければと思います。

内閣府から年次推計について、一部品目での配分比率の見直しについては、6ページ下段から8ページ上段のとおり、一定の改善が見られたとの説明がありました。また、3か月目のデータが間に合わない場合のいわゆる特殊補外については、8ページ下段から10ページのとおり、これまでの実績と現時点での検討の方向性について報告を受けたところでございます。

委員からは、いくつかの品目の変動要因について御質問がございました。まず特殊補外については、緊急的な対応として、コロナ禍で非常に関係がずれているというようなこともありますので、そういう緊急的な対応としては理解できるんだけど、こういう特殊な処理を多用し過ぎるとミスの原因にもなることから、できるだけシンプルな推計方法にしていく方が望ましいという御意見もありました。その一方で、1次QEは公表時のインパクト、関心事が非常に大きいということから、利用可能な情報はできるだけうまく利用し推計した方が望ましいという御意見もありました。その上で、1次QE時点では3か月目のデータが間に合わないサービス産業動向調査について、公表早期化が重要であるという御意見が複数ございました。また、特殊補外や季節調整については、引き続き丁寧な事前アナウンスをお願いしたいとの要望も寄せられました。

こういうふうに、個別の問題に関しては要望なり将来的な課題の御指摘はありましたけれども、部会では、内閣府の報告内容全体については特段の異論はなく、適当と評価したところでございます。

続いて11ページ以降となりますが、2008年SNA改定に向けた状況についてでございま

す。内閣府からは、12ページにございますとおり、主な検討課題、現在の検討状況などに関して御説明がございました。いずれも非常に重要な課題として検討されているということでございます。

委員からは、前回の2008 S N Aの際は、国際連合における基準の採択から日本における実際の移行まで時間を要したため、今回は速やかに移行を目指してほしいとの御意見もございました。部会ではそれ以外にも少し個別の御議論もありましたが、全体としては内閣府の報告に特段の異論はなかったため、適当であるというふうに評価し、移行の早期化への取組を要望するという形とさせていただきます。

私から部会の報告は以上でございます。

○樫委員長 どうもありがとうございました。それでは、ただ今の御説明につきまして、何か質問等あればよろしくお願いたします。

松村委員、よろしくお願いたします。

○松村委員 ありがとうございます。福田委員、御説明ありがとうございます。1点、質問ですが、今回の2008 S N A、この資料によりますと、平成25年3月をめどに採択するとなっています。福田委員からもなるべく早急の導入をとというお話がありましたが、是非私もできるだけ早く導入していただきたいと思っております。今回勘案されるデジタル化とか Well-being とかは今後社会の中で非常に重要になっていく、例えば2030年は、SDGs の目標ゴール年であったり、CO₂半減目標の達成年であったりと、いろいろなことが控えております。このような政策を進めていく上でも、こうした有用な統計を参照しながら進めていけるというのは、政府もそうですし、企業にとっても有益なことであると思っております。業務上いろいろ大変であるということは重々承知していますが、是非なるべく早く活用できるようにお願できればと思います。

なお冒頭申し上げましたように、いつ頃の移行を予定しているのか、もしお分かりでしたら教えていただければと思います。

○樫委員長 御質問いただきましたが。

○福田委員 大変ごもったもな御意見だと思いますけれども、いつ頃のめどかということに関しては、内閣府から何か、もしめどみたいなものがあればお答えいただければと思いますけれども、いかがでしょうか。

○樫委員長 いかがでしょうか。内閣府で御回答できることがあれば、よろしくお願いたします。

○酒巻内閣府経済社会総合研究所総括政策研究官 内閣府でございます。御意見いただきましてありがとうございます。具体的な移行のめどということにつきまして、現状でいつ頃ということは、はっきりと申し上げられる状況ではないのですが、今後の国際機関での検討をよくフォローしながら、できるだけ早く対応できるように検討を進めていきたいと考えておりますので、今後も御指導いただければと思います。どうぞよろしくお願いたします。

○松村委員 ありがとうございます。

○樫委員長 どうもありがとうございました。他にいかがでしょうか。よろしいでしょう

か。

それでは、私からコメントしたいと思います。内閣府から、年次推計における一部品目で配分比率の見直し、あるいは3か月目のデータが間に合わない場合のいわゆる特殊補外ということの2点に関して報告がありました。部会の中では、今後の取組に関して、サンプルにするか、あるいはきちんとやっていくかというような議論はあったようですが、いずれにしても今回、このコロナ禍における適切な対応として評価したいと思います。また、先ほどからありますけど、2008年SNAの改定に向けて検討が進められている旨の説明もございました。これは長い道のりとなりますけれども、着実に進めていただくよう、あるいは先ほどから出ているような国際的な議論をしっかりとリードいただくような形でお願いできればと思います。利用の方々に対しても是非、便宜といえますか、どの時点での見直しも出していればと思うところでは、

福田部会長をはじめ、国民経済計算体系的整備部会に所属の委員の皆様、部会での審議どうもありがとうございました。感謝申し上げます。

それでは、次の議事に移らせていただければと思います。集計方法の変更の報告についてです。

毎月勤労統計調査について御説明いただきます。まずは総務省政策統括官室から御説明いただいた上、それに引き続き厚生労働省から御説明いただきます。よろしくお願いいたします。

○中村総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官 総務省政策統括官室です。今般の国土交通省の事案を受けて、厚生労働省が自主的に確認を行いましたところ、昨年夏の毎月勤労統計調査の集計方法の変更前の処理が、国土交通省の期限後に提出された調査票の合算集計処理と類似していると思われるということで、総務省に相談がございました。国土交通省の事案における合算集計処理につきましては、他により望ましい方法があると考えられますが、一つの簡便な集計方法でありまして、不適切との評価までには至っていないと考えられます。今回の厚生労働省の集計方法の変更前の処理も、同様に不適切との評価までには至らないと思われまして、見直しをして、より適切なものになったと考えております。

しかしながら、今回の統計委員会タスクフォースの報告書における総務省に対する御指摘も踏まえまして、総務省の事務方のみで判断するのではなく、この統計委員会において厚生労働省から御説明いただいた上で、評価をいただければと考えてございます。

私からの説明は以上でございます。

○樫委員長 どうもありがとうございます。引き続き、厚生労働省、よろしくお願いいたします。

○野口厚生労働省政策統括官付参事官付統計管理官 厚生労働省の野口でございます。総務省から御説明いただきましたとおり、毎月勤労統計調査において昨年夏に集計方法の変更を行っておりますので、説明させていただきます。

お手元の資料3の4ページを御覧ください。毎月勤労統計調査における調査項目ですが、給与に関する調査項目としては、事業所ごとに、きまって支給する給与及びその内数であ

る超過労働給与、また、特別に支払われた給与及びその内数である賞与などを調査しております。この給与については、現金給与総額、きまって支給する給与、所定内給与、所定外給与、特別に支払われた給与のそれぞれ毎月の速報及び確報で集計して公表しております。また、年結果、年度結果についても公表しておりますが、これらの作成は各月の確報に使用した集計値から作成しております。他方、次に御説明いたしますが、賞与については年2回特別集計を行い、公表しております。

次のページを御覧ください。5ページでございます。今回の取扱いの変更の契機となった賞与集計についてでございます。賞与については、先ほど申し上げましたとおり、毎月の速報、確報とは別に、6月から8月の賞与の額を合算して夏季賞与、11月から翌年1月までの賞与の額を合算して年末賞与として、年2回特別集計を行い、それぞれ9月分速報、2月分速報に合わせて公表しております。実際の公表資料は、17ページ、18ページに参考としてお付けしております。

5ページにお戻りいただけますでしょうか。賞与は毎月支給されるものではないことから、記入漏れも考えられるため、賞与を集計するタイミング、夏季賞与の場合には9月中旬から10月中旬、年末賞与の場合は2月中旬から3月中旬に、厚生労働省から都道府県に対して、提出された調査票を点検し、賞与の記入がない場合は事業所に電話で賞与の支給状況を確認して、補正していただくよう指示しております。この補正の方法については、事業所の回答に基づいて、賞与を支給した月の調査票の賞与及び特別給与欄に加算する、又は、記入がない場合には、記入することで補正することを基本としております。

ただし、取扱いには例外がございます。既に確報の集計が終了した月に賞与を支払い、その調査票が提出されなかった場合には、集計の最終月である8月若しくは1月の調査票の備考欄に、例えば6月分、7月分など記載した上で、8月分又は1月分の賞与欄に賞与を記入し、かつ特別給与欄に賞与額分を加算する取扱いをしております。なお、この方法で補正がどのくらいの規模で行われていたかは、資料の※印のところにあるとおりで、令和2年8月分の場合、2万4,775件の調査票のうち15件となっております。

この方法について、具体的には資料の7ページを御覧ください。ここでは夏季賞与の場合を例示しています。原則的な方法は、①の支給した月が6月、7月の場合で、6月、7月に調査票の提出がある場合、及び、下の方でございます②のやり方です。この場合は、いずれも電話などで事業所に確認した賞与の支給があった月の調査票が提出されているという状況でございます。その調査票のそれぞれ賞与欄及び特別給与欄に既に記入がある場合にはその額を加算し、記入がない場合にはこの賞与額を記入することにより補正を行うこととしております。その際、①のケースにつきましては、6月、7月の調査票の補正を行います。6月、7月の確報の公表は終了しておりますので、特別給与の月次集計には加算されず、反映されないこととなります。また、そのデータを使って集計している年報にも反映されないこととなります。一方、この作業も、賞与の作業には間に合うことから、賞与の特別集計には反映されることとなります。

また、②のケースでございます。これは支給した月が8月の場合でございます。これから確報の集計に入る段階であります。6月、7月と同じように、8月の調査票のそれぞれ

賞与欄及び特別給与欄に既に記入がある場合にはその額を加算し、記入がない場合にはこの賞与額を記入することによって補正を行うほか、この段階で8月の調査票が提出されていない場合には、確認の電話の際に正しい賞与額を記載して調査票を提出していただくようお願いすることになります。このケースにつきまして、8月確報の公表に間に合うことから、特別給与の補正した額は8月の月次集計に反映されますし、同じく年報にも反映されることになります。また賞与の特別集計も、先ほどと同じように、反映されることになります。

今回の取扱いの変更の対象となったのは、真ん中のケースでございます。電話などによる確認の結果、これまで支給したとされなかった賞与が6月、7月に支払われたと確認された場合であって、その月の調査票が都道府県に提出されていなかったケースでございます。このケースにおきましては、毎月勤労統計調査の集計システム上、元の調査票データが存在しないものについては集計できない仕様となっております。毎月勤労統計調査のシステムで修正できない仕様となっておりますことから、提出されている8月の調査票の賞与欄に、6月又は7月に支給されたと判明したその賞与額を便宜上記入し、備考欄に、例えば6月分賞与、7月分賞与と記載する取扱いにしておりました。このケースの場合、先ほどの②のケースと同じように、8月の公表に間に合うことから、特別給与の補正した額は8月の月次集計に反映されますし、同じく年報にも反映されることになります。また、賞与の特別集計も、先ほどと同じように反映されることになります。

続いて、令和3年夏にこの取扱いを変更した経緯について御説明いたします。資料の6ページに戻っていただけますでしょうか。

一つ目の○を御覧ください。令和3年9月15日に、例年どおり賞与の確認を依頼する事務連絡を発出したのですが、その後10月5日に、ある県から、6月に調査票を出していない事業所で、6月に賞与支給があったことを把握したが、8月の賞与及び特別給与を補正すると8月の特別賞与の集計に影響が出ると思われるので、7月分を補正してよいかという旨の問合せが担当係にございました。担当係が対応を判断できなかったため、私に相談がありました。その後、室内で検討を行った結果、全国調査の有用性を維持しつつ、地方調査において特定の月が過大にならないような取扱いへ変更することがより適切との結論に至りました。その結果、都道府県において賞与の確認事項が既に始まっていることや、8月の結果公表の期日も迫っていることから、速やかに取扱いを変更すべきと判断した次第です。

その後、毎月勤労統計調査令和3年8月分結果確報を10月22日に、毎月勤労統計調査令和3年9月分結果速報で賞与の特別集計を11月9日に公表いたしました。その際、集計方法の変更について、発表資料への付記やホームページへの掲載は行っておりません。この点につきましては、今考えれば利用者に対する配慮が足りなかったと反省しているところでございます。なお、参考1に記載させていただいておりますが、この集計方法の変更の影響規模を平成31年1月以降で粗い試算を行うと、公表されている値から変更後の方法で再計算した値を遡って比較すると、現金給与額が最大で月額300円程度、また年平均で40円程度の差となるという結果が出ております。

この変更前の取扱いのうち、賞与の特別集計に関する部分については、賞与は3か月分を合算して集計する、例えば6月の賞与が8月の調査票に記載されていたとしても、集計値は基本的に正しい結果となります。細かく言えば、計算手法により生ずる差はありますが、各種誤差の範囲に収まるごく微小なものであり、記入漏れを補正する精度向上のメリットの方が十分に大きいため、他月の調査票を便宜的に活用することは一定の合理性があると考えております。

一方、特別に支給された給与の取扱いについて、従来行っていた賞与額を補正した場合に特別に支給された給与欄も併せて補正することは、調査実務として自然な取扱いであり、通常と異なる取扱いをすると事務ミスが発生し、それによりむしろ統計の精度が下がることも考えられ、また、事業者からせつかく提出いただいたデータをできる限り活用した方がいいと考えたことから、年の集計に反映できる方法として、ベストではないにしろ、それなりに意味があるものと考え、継続してきたものと思われま。

なお、この変更の際し、総務省あるいは統計委員会に御相談していなかったところですが、すぐに通知を出し直したかったという事情があるとはいえ、また、手続上その必要が定まっているものではないこととはいえ、相談していれば、より良い改善の方法や、変更にあたっての留意点、このようなものを御助言いただけたと思っております。これについても反省しているところでございます。

以上が説明であります。従来の集計方法や集計方法の変更、変更時の対応などについて是非評価いただき、今後の進め方について御指導いただけたらと考えております。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○**椿委員長** 御説明ありがとうございます。それでは、ただ今の御説明について、何か委員の皆様から御質問等あればよろしくお願いたします。いかがでしょうか。

白塚委員、よろしくお願いたします。

○**白塚委員** 御説明ありがとうございます。説明は分かりましたし、こういう取扱いがされていることはかなり少ないということも分かったのですが、ただ根っことしては、建設工事受注動態統計調査と同じ問題があると思います。影響が小さいからということで片付けてしまうのは、私はどうかなという印象を持ちました。特に、こういう事例は過去もたくさん、繰り返しあったわけで、それはシステム上、調査票の修正ができないことでこういう扱いになっているわけです。こういう事例があるのですから、過去の確報の部分のところのデータを修正できるよう、システムを修正することをきちんと考えた方がいいのではないかなと思います。その点をきちんと検討してほしいと思います。そういう意味では、この過去のデータが遡及訂正できないシステムのできりになっている統計で標本を復元しているものは、もしかしたら共通の問題を抱えているのではないかなという印象を持ちました。これはこの統計だけの問題で閉じないのではないかなというのが私の印象です。

以上です。ありがとうございます。

○**椿委員長** 白塚委員、貴重な御意見ありがとうございます。これについて、厚生労働省から、何か御意見や御回答はございますか。あるいは意見として承っておくということでも結構でございますが。

○野口厚生労働省政策統括官付参事官付統計管理官 御回答させていただきます。毎月勤労統計調査の確報でございますが、法令上、雇用保険の給付の基礎などに使われておりまして、一般に、かなり時期が遅れた修正は、社会的にも極めて影響が大きくなることから、現在のような取扱いをさせていただいております。

○白塚委員 すみません、この6月のデータを8月に訂正することで、そんなに大きな影響が出るものなのですか。

○樫委員長 よろしく申し上げます。

○鈴木厚生労働省政策統括官（統計・情報政策、労使関係担当） 厚生労働省の統計幹事でございます。まず一般論として申しますけれども、この毎月勤労統計調査の確報につきましては、今、担当が申し上げましたように、雇用保険や労災保険の給付の基礎になっておりますので、影響が大きいというもので、これは額が大きいか小さいかは問うておりません。後から出てきたデータによって遡って補正すること、確報を訂正することは基本的に行っていないということを申し上げたわけでございます。委員御指摘の点につきまして、私どもいろいろ、例えば、それであれば年報に反映することはできるのではないかなど考えました。でも、それは月報と年報で違う確定データを用いて集計することになりまして、これは統計としての一貫性に支障が出る面もあるのではないかと、それから、例えば6月の調査票の提出があるのに8月の調査票を補正するというようなことを行えば、これは少なくとも年報には、いただいた情報は活用されますけれども、これはこれで問題があると、いろいろ検討いたしました上で、実務上現実的な姿として、このような取扱いを行ってきたものでございます。

これがベストだったかといいますと、今回改めてより良いものに変えたということもございしますが、それについても、今後も引き続きより良いものとするように、今システムの問題もございましたけれども、そういったものも含めまして不断に見直してまいりたいと考えてございます。

○樫委員長 白塚委員、いかがでしょうか。よろしいですか。

○白塚委員 いや、私は少し納得できないですね、今の説明は。

○樫委員長 確報の訂正と、それから確報の訂正範囲……。

○白塚委員 だから年報で、年次の確報を作るときに、月次の分を全部遡及訂正して、それを確報にすればいいだけの印象を持ちましたけど。

○樫委員長 これも引き続き御説明よろしく申し上げます。

○鈴木厚生労働省政策統括官（統計・情報政策、労使関係担当） 先ほど申し上げた雇用保険でありますとか労災保険につきましては、確報が出て比較的早い時期にその数字を使って給付を行っていることもありまして、これは一般的なお話としまして、後から出てくるデータにつきましては、今回の取扱いだけではなく、いろいろなチェックによりデータが出てまいります。それを年報のときに集計し直して遡及しているという取扱いはしていないということを御説明したものでございます。そういった一般的な取扱いをする中で、では、遡及して確報を直すことを、それも検討して行うべきだという御意見は当然でございますけれども、我々としては、今現在行っているのが統計実務上ある程度妥当だと思っ

おりましたので、そうではない形で何かできるかということはいろいろ検討いたしました
が、この取扱いについても一定の合理性があるのではないかなと思って継続してきたわけ
でございます。

しかしながら今回は、特に地方集計に大きな影響が出てしまうこともございまして、
それであれば見直すべきであろうということで見直したと、こういう経緯でございます。
これについての評価は先生方の御意見を賜りたいと思っております。

○**樫委員長** どうもありがとうございました。いずれにせよ、統計、数値として出すこと
と、その数値の使われ方が、比較的早い段階で実務に反映されているという間のギャップ
があるのだと承知いたしました。いずれにしろ、その点に関しましては、また議論を進め
させていただければと思います。白塚委員、また後ほど少し御意見を頂戴できればと思
います。

続きまして、川崎委員、よろしく申し上げます。

○**川崎委員** ありがとうございます。御説明伺いました。先ほどの白塚委員の御発言を聞
きながら、私もこのシステムが、何とというか、遅延調査票をうまく扱えないようになって
いるのは弱点だと思ひまして、その点は確かに国土交通省の問題とも共通性があるなど。
また、遅れた調査票を便宜的に提出月に計上するという処理をしていたこと自体が、その
点では同様の問題があると思ひます。

それ以外のことについてもう少し、全て国土交通省と同じかということも改めて少し考
えてみて確認しますと、一つは、調査票の情報あるいは個票データの書換えということで、
その個別データが残っていないということではないと理解しているけれど、それでよろし
いでしょうか、というのが1点目です。それから、国土交通省のような二重計上という問
題は起こっていないと理解していますが、その理解で正しいでしょうか、というのが2点
目です。

それから3点目、もう一つ確認したいのは、法令上の利用がどうなっているかです。や
はり気を付けなければいけないのは、このデータは法令上の利用があると、例えば2019年
の毎月勤労統計調査の場合ですと、雇用保険の給付に関連してかなり影響が大きかった
ですが、そういう利用があるかどうかを確認されたでしょうかという、これが3点目です。

それから4点目は、私なりの理解では、この影響が及ぶのは特別に支払われた給与のデ
ータと、それから現金給与総額のデータ、これは影響が及んでいると思ひますが、月次系
列に影響は及んでいると理解しますが、年次のところは当然、合算したときに反映させて
いけば、これは及ばないと思ひますし、それから賞与のデータも及んでいないというこ
とで、及ぶところは究極、今の特別に支払われた給与と現金給与総額の月次だと思ひ
ますが、ここの部分の誤差の計算が、確かこれの影響が0.1%、年で言えば0.01%出
ておりますが、これは標準誤差と比べてどれぐらいのものでしょうか。要は、どれぐ
らい実質的な影響があるのかを知りたいので、標準誤差と比較していただけたらと思
ひます。

4点、いろいろお尋ねしましたが、よろしくお願ひいたします。

○**樫委員長** よろしくお願ひいたします。

○**野口厚生労働省政策統括官付参事官付統計管理官** まずデータの保管状況でござ
います

が、紙の調査票につきましては、平成30年以降のものが保存されていることになっておりまして、現在確認を進めているところでございます。なお、毎月勤労統計調査の調査票につきましては、記入者にボールペンで記載していただいておりますので、今回の補正の処理は、その履歴が分かるような調査票になっているところでございます。

続きまして、二重計上になっているかどうかでございますが、毎月勤労統計調査は、労働者一人当たりの平均賃金を示しております。合算した金額を集計しているものではございません。また、欠測値補完処理は行っておらず、今回の取扱いがいわゆる二重計上になっているとは考えていない状況でございます。

三つ目の御指摘でございました現行の法令の関係でございます。現金給与総額、特別に支給される給与、それから特別に支払われる給与、このような単語で法令検索をした結果、引用している法令はございませんでした。

四つ目でございます。毎月勤労統計調査は、毎年7月の調査結果のきまって支給する給与について、標準誤差率を計算して公表しております。直近の計算結果、令和元年7月分でございますが、標準誤差率が0.32%となっております。現金給与総額は月によって変動の大きい賞与が含まれるため、きまって支給する給与よりも誤差が大きくなっていると考えております。今回の月次の影響率は、最大でマイナス0.1%程度となっており、影響は小さいものと考えております。

以上でございます。

○川崎委員 ありがとうございます。

○椿委員長 どうもありがとうございます。推計誤差の範囲内の問題だということでございます。

続きまして、津谷委員、よろしく申し上げます。

○津谷委員 ありがとうございます。川崎委員からの御質問へのお答えから、私が抱いていた疑問にもかなりお答えいただいたと思います。

最初に、この事案は現在問題になっている国土交通省の建設工事受注動態統計調査の不適切処理事案との類似を思い起こさせるものがあるということで、この御報告を伺って思ったことを一言申し上げたいと思います。この案件について厚生労働省を擁護するわけではありませんが、英語で Better late than never という表現があります。これは「遅くなっても全くやらないよりはよい」という意味で、今回に当てはめると、ばれるまで言わないよりも、遅くなっても報告されたことは良いことであったということかと思えます。国土交通省の問題を受けて、厚生労働省が危機感を抱いて御自分で点検された結果を、今回遅まきながらとはいえ、統計委員会の議題として提示され、説明していただいたことは大変良かったと思っています。前回の委員会でも、災い転じて福となすというか、ピンチをチャンスに変えることが問題への対応として重要という御指摘があったと思いますが、これは厚生労働省だけの課題ではなく、他府省でも今後こういうことが起こる可能性は否定できません。既に起こってしまったことは過去に戻ってなかったことにはできませんので、既に起こった問題について、このように前向きな対応を積極的に続けていただきたいと思います。繰り返しになりますが、このことは大変良かったと思います。

二点目として、厚生労働省の御説明では、令和3年の夏季賞与から既にこの訂正をなさっており、二重計上ではないということです。そして件数も15件、全体の約0.06%ということで、平均給与の上振れも、月次では400円ほどであり、年次になるともっと少ないということで、大きな上振れ誤差や調査結果全体への影響は非常に小さかったことは、不幸中の幸いであったと思います。とはいえ、白塚委員もおっしゃいましたが、抜本的な解決にはシステムの更新と変更が必要ではないかと思います。厚生労働省が取られた対応は短期的なものとして必要であったと思いますし、システム変更にはお金がかかります。システム変更は拙速に行くと新たな問題を引き起こしますので、ある程度の時間もかかります。また、システム変更に当たっては多くのテストが必要で、これは大変な作業であり、厚生労働省の対応は短期的なものとしては理解いたします。けれども、やはり長期的には、システムの変更を行って、抜本的解決を模索することが必要であろうと思います。システムを変更して、実情に合った正確な政府統計を作成していただくための対応を考えていただくようお願いいたします。今回は幸いにもそれほど大きな数値のブレはなかったにしろ、正しい統計を出さなくてはなりません。これができないことは最大のリスクになることを肝に銘じていただきたいと思います。ですので、白塚委員がおっしゃるように、抜本的な対応としては、システムの刷新と変更が必要ではないかなと思います。

三点目として、国土交通省の建設工事受注動態統計調査もこの毎月勤労統計調査も月次調査であり、タイムリーに結果を得ることが難しい状況があるのではないかと思います。報告者である事業所がタイムリーに回答してくれれば問題はないわけですが、遅れて報告が出てくることもあり、この問題はこの二つの調査だけでなく他の月次調査でも起こっているのではないのでしょうか。ですので、この遅れて提出された報告への対応をどうするかという問題は、統計的な対応について考えることも当然必要ですが、政府統計全体において、今後これにどう対応していくのかについて、実査を担当する府省だけでなく統計委員会としても、これから考えていく必要があるのではないかと思います。

最後に、厚生労働省の御説明を伺って、今回は毎月勤労統計調査の全国統計、そして年次統計にはほとんど影響はないけれども、月次調査、なかでも地方調査には影響があったかもしれないと思いました。そもそも、今回の案件は県から大丈夫かという問合せがあって、それへの対応を取られたことがきっかけということですが、そこから考えると、月次調査や地方調査にはある程度影響があった可能性があるのではないかと思います。全ての地方調査について、遡及して誤差を洗い出すのは大変で難しいと思いますが、一部について遡及による確認を行うことを考えてみられてはいかがでしょうか。このような過去に遡る作業と、システムを更新してより良いものにしていくという先を見据えた作業を同時に行っていくことは大変だと思いますが、検討していただければと思います。マンパワーと予算が限られていることはよく分かっております。ですので、このような問題を厚生労働省だけで解決しようとするのではなく、もちろん厚生労働省が中心になって対応されるわけですが、できる限りオープンにいろいろな政府機関や外部の専門家にも相談されて、進めていってください。そして、この問題には、私たち統計委員会委員も自分たちの課題として、対応していけたらと思います。

長くなりました。以上でございます。

○**樫委員長** 津谷委員、どうもありがとうございました。何かございますか。よろしくお願ひします。

○**鈴木厚生労働省政策統括官（統計・情報政策、労使関係担当）** 御意見どうもありがとうございます。確かに、システムを改修するといろいろなものが改善することは事実でございます。私どもこれまでも、システムをその場その場でいろいろ改修してきたわけでございますけれども、ただ、これまでは、なかなか費用対効果でできなかったものも多かったところです。先ほど白塚委員のお話にもありましたけれども、私どもいろいろ理由を申し上げましたが、ではこれまで何でこの取扱いを続けていたのかと、今回取扱いを一部変更いたしましたけれども、その理由としては、こういうことを考えてやってまいりましたという説明でございまして、それがあから今後やらないというものではございません。いろいろな形の改善があろうかと思ひます。それにつきましては、私ども3年前の毎月勤労統計の問題でいろいろ統計委員会にもお世話になりまして、その後いろいろ御意見をいただき、改善を進めております。その改善の一環として、今回、夏に取扱いも変更いたしましたし、こちらで御報告も差し上げて、御意見を伺って、白塚委員や津谷委員、川崎委員、今いろいろ御意見や御質問いただきましたけれども、そういったものを踏まえて今後良くしていきたいと思ひております。そのことは是非御理解いただきたいと思ひております。

○**樫委員長** どうもありがとうございました。

樫委員からも手が挙がっています。樫委員、よろしくお願ひします。

○**樫委員** 樫でございます。この問題は、先ほど川崎委員がおっしゃったように、統計そのものとしてどういう扱ひがベストなのかという話と、統計の数字を政策的にどういうふうに使っていらっしゃって、それとの折り合いをどうするのかという、二つのことをやはり考える必要があるのだと思ひました。

まず最初の、統計自体だけを単純に、純粹にそれだけを考えてときを考えると、白塚委員がおっしゃったように、出てきた回答をできるだけ取り込んでいくのが正しくて、そのためには、できるだけ過去に遡って、昔の数字でもどんどん変えていくことがベストだと私は感じます。ただ、システム上それができていないということであれば、今すぐには難しいかもしれませんけれども、そのシステムを改修していただくのがベストなのかなと思ひます。

ただ、こういうふうには回答が遅れることは、かなり広い統計調査で、いろいろなところで起こることですので、これを一般的にどこまで、どういう形で遡るべきなのかと。毎月毎月、何か月も先まで、いつまでたっても統計の数字が固まらないのも、なかなか利用者にとっても不便なので、どういうふうに行うべきかという一般論を統計委員会として少しゆっくり考える必要があるのではないかと思ひます。

2点目の統計の利用との折り合いですけれども、ここは厚生労働省の御説明、私が少しよく理解できていないところがあつて、新しいやり方でいくと、遅れて出た賞与の数字が年の数字に反映されなくなってしまう、そういう問題があるので、改正したやり方がベス

トなのかどうか、私には今すぐに、ぱっと理解ができないので、どちらがいいかはよく分からないので、ここもよく考えた方がいいと思います。

ただ、統計を利用する側からして、この統計の数字がいつまでたっても固まらないこと、これもまたお困りになるのもよく分かりますので、実際の賞与の額は、実際の支給額に反映させる時期をもっと遅らせていただくとか、そこもお互いどれがベストなのかを話し合わなくてはいけないのではないかとということで、この二つの問題について、統計委員会で少し時間をかけて議論してはかがかかと思ひます。

以上でございます。

○樫委員長 どうもありがとうございます。お答えいただければと思ひます。

○鈴木厚生労働省政策統括官（統計・情報政策、労使関係担当） 御意見どうもありがとうございます。私どもも、今回変えたから、これでもう全部問題がなくなった、課題がなくなったとは思っておりません。いろいろな課題、我々が知らない課題も含めて、いろいろあるのだと思ひます。特に今回契機になりましたのは、都道府県から地方調査のことについてのお問合せがあつて分かつたこともありましたけれども、我々、全国集計は毎月毎月行つておりますけれども、確かに地方集計の影響はこれまであまり考慮してこなかつたのではないかとと思ひます。このようなことにつきまして、私どもが分かつていない、いろいろな課題も出していただきまして、今後ともベストな方法にできるだけ近づけていくことが我々のやるべきことと思ひております。まさに今回こちらに御報告したのも、そういう趣旨からいろいろ御指導いただけたらと思ひていたところでございますので、是非ともよろしくお願ひしたいと思ひております。

○樫委員長 どうもありがとうございます。

引き続き、伊藤委員、よろしくお願ひします。

○伊藤委員 どうもありがとうございます。私が十分に細かいところまで理解していないのかもしれないのですが、私も、やはり過去になるべく遡つて修正はしていくべきなのではないかと思ひています。これは基幹統計調査ということなので、基本的には提出や回答の義務があつて、調査票に回答しなければならぬはずだと思うのですが、なかなか遡つて修正できないというのは、結局、基幹統計調査であるにもかかわらず毎月出してくれないところはかなり多いという状況なのではないでしょうか、というのが一つ質問です。やはり基幹統計調査なので、なるべくちゃんと出していただき、過去にも遡つて、より正しい数字を出していくべきなのではないかと思ひていますが、その辺はどのような状況でしょうか、というのがお尋ねしたい点です。

やはりその回答遅れをなるべく減らすという面では、デジタル化というのがかなりキーになってくると思ひています。今すぐに対応できないということは理解するのですが、やはり早急にデジタル化を進めていけば、ある程度その回答遅れというのは減っていくだろうと思ひますし、また、先進国では個人番号と事業者の番号とが接続されていて、コロナの場合でも、収入が減つた人に、諸外国はもうすぐに翌日にもお金が振り込めると、そういう状態だというほどに、各事業者と、そこが雇つている労働者の労働時間とか賃金とかの情報というのはかなり細かく把握して、整備されている国が結構あると思ひます。

そういうところの整備がちゃんと進めば、比較的こういう統計は正確なものが毎月早く取れるようになる可能性もあるのではないかと思いますので、その辺も含めて、詳しいとか細かい議論を、統計委員会や、その他のデジタル庁とかとも連携して、是非進めていくべきではないかなと思います。

以上です。ありがとうございました。

○樫委員長 これについても現状と、それから方向性について、もし御回答あればよろしくをお願いします。

○野口厚生労働省政策統括官付参事官付統計管理官 まず回収率の関係でございますが、資料の17ページを御参照ください。令和3年8月分結果確報の概況を資料に付けさせていただきます。字が小さくなって恐縮ですが、統計表の下の注2の末尾のところに戻り率79%となっております。月によって変動はございますが、大体このくらいの回収率を維持できている状況でございます。

また、オンラインの活用についてでございますが、毎月勤労統計調査もオンライン回答の道を開いて実施はしております。昨年の7月に新たに客体になった事業所以降でございますが、新たに指定させていただいた事業所の方々に、あらかじめIDと初期パスワードを御提供して、できる限りオンラインシステムで御回答いただける環境を整え、周知しているところでございます。

現状、以上でございます。

○樫委員長 どうもありがとうございました。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。ほかに御意見等あれば、是非よろしくをお願いします。

○伊藤委員 すみません、伊藤ですけれども。

○樫委員長 申し訳ありません。気付かずに大変失礼しました。

○伊藤委員 いえいえ。回答率についてありがとうございました。79%というのが、それほど低くないとはいえ、やはり基幹統計調査でも8割に到達しないのはどうなのかなという気はします。実際これ、罰則とか罰金を払ってもらってもいいはずですけども、なかなか日本では、ほかの統計に関しても、罰則があると書いておきながら全然罰則を科さないわけで、その辺、やはりちゃんと、そういう回答できないところには厳しい対応を取って、しっかりと回答していただくことを考えてもいいのではないかなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○樫委員長 まず厚生労働省で御回答をお願いいたします。

○鈴木厚生労働省政策統括官（統計・情報政策、労使関係担当） 大変ごもつともな御意見だと思っておりますけれども、なかなか今の日本の現状では、罰則があることで回収率を高める取扱いをしていくのは現実に困難でございますので、いろいろほかの方法で、あの手この手を使って、先ほど申し上げたオンラインでの回収というようなことも含めまして、その方策を頑張っているところでございます。

○樫委員長 恐らくこれも厚生労働省だけの問題ではないだろうと思うのですが、ありがとうございます。

津谷委員、引き続き手が挙がっていらっしゃると思うのですが、いかがでしょう。

○津谷委員 私は厚生労働省の一員ではありませんが、自分でも全国調査の実査の責任者をつとめたことがあります、その経験から一言申し上げたいと思います。先ほど、統計法によると基幹統計調査には回答の義務があるので、このことを徹底すれば良いのではないかとこの御意見があったかと思えます。調査対象者に回答の法的義務があると伝えることで、全員に答えていただけるのであれば、平たく申し上げると、苦労はありません。しかし現状は全く違っており、調査の実施は大変難しくなっています。例えば、国勢調査は我が国が実施する最も第一義的な人口調査であり、5年に一度行われています。この調査は特別に重要なもので、これに協力して回答することは国民の義務であるということが広報などを通じて広く宣伝されていますが、その国勢調査でさえも、調査環境は年を追うごとに悪くなってきています。国勢調査は世帯調査ですので、毎月勤労統計調査のような事業所調査とは若干違いますが、調査環境が悪化していることは共通した深刻な問題です。私は人口統計学が専門ですので、国勢調査の有識者会議のメンバーを長年務めさせていただいていますが、2000年の調査の頃ぐらいからでしょうか、調査の実施が目立って難しくなっているように感じます。調査への協力が得られなければ、罰則を適用することはできません。でも、実際にそれを行ったときのコスト、費用対効果を考えると、恐らく費用の方が効果より大きいのではないかと思います。どのような状況になっても、答えてくれない人は答えてくれないということがあり、もしそれに対して罰則を与えてしまうと、社会や国民からの反発はかえって大きくなってしまわないかと思えます。

この毎月勤労統計調査のような月次調査は、全面的にデジタル化できれば、事業所にオンラインで回答していただいて、その結果の集計も迅速にできます。また、その情報の一部を次回の調査にも使うことができれば、回答者の負担軽減につながるということで、本当に素晴らしいのですが、国の費用で事業所の全面的デジタル化を行うことができないこともあって、現実問題として難しいのではないかと思います。また、この調査は月次調査ですので、回答が遅れた場合に督促する時間的余裕がありません。就業構造基本調査や国勢調査のように5年に一度の調査であれば、ある程度の時間的余裕をみて、回答がまだであれば再度のお願いができるわけですが、これは月次調査ですので、コンスタントに実査と集計を続けていかなければならないことを考えると、伊藤委員がおっしゃることは本当にごもっともですけれども、現実には非常に厳しいと思えます。さらに、実査の現場も時間に追われて大変だろうと思えますが、調査対象となった事業所も、自分たちの事業があるわけで、本業が忙しい中で国の調査にどこまで協力して回答していただけるのか難しい状況があると思えます。もちろん啓蒙は大事で、この調査が重要かつ必要であることはそのとおりですけれども、事業所に自分たちの本業を放っておいてこの調査に協力しろということころまでは、やはり踏み込めないように思えます。

ですので、現実的対応として、調査環境が悪化していることを意識して、ベストではないにしてもベターを目指して対応を続けていくしかないのではないのでしょうか。これは大変根気の要ることで、理想論でないことを申し上げるのは恐縮ですが、これ以上回答率を上げることは難しいのではないかと思います。むしろ、何とかこの79%という回答率を維持していくことに尽力していただきたいと思えます。この回答率水準を達成するために、

調査実施者は大変な御苦勞をされていると思いますが、何とかこの水準が大きく落ち込まないように頑張っていたきたいと心から願っております。もし回答率が大きく下がると、統計的に問題が出てきます。個人的にも、これからもできる限りのサポートとアシストをしていきたいと思っております。ありがとうございます。

○樫委員長 どうもありがとうございます。いかがでしょう。

村上委員、すみません。よろしく願います。

○村上委員 すみません、私の先ほどのコメントと重なってしまうのですが、皆様のコメントを聞きながら、本当にここは抜本的に、将来オンライン化を進めるとかデジタル化を進めるというお話ではなく、かなりもう具体的に、タイムラインもかなり近いタイムラインで話を進めるぐらいの対策を取るしかないのかなと考えております。私の周りでも、私の仕事場でも、このような関係の情報の処理は、もうSaaSが入って、ほとんどの会社はSaaSが入っている。SaaSで情報管理をしていて、たくさんのアプリが開発されておりまして、そんな中で政府の統計としてはアナログで出すということ自体が、もうそこからしてかなり厳しい状況になっていると。先ほどのコメントに表れたように、これは本件だけでなく、全体的な問題としてDX化を将来進めていくことが別途話されているのは重々承知の上で、少しまたしつこいようなコメントになってしまうのですが、そこで行うことを否定しているわけではないのですが、このような個別個別の問題が起きている中で、その対策として、実質的にもうアクションを起こせるぐらいの話をするというコンテキストの中でこの可能性を考えていくのが、もうそういったところまで追い込まれているという言い方が正しいかどうか分かりませんが、祈るような気持ちというお話がありましたけれども、多分そういうところに私たちの今現状はあるのではないかなと、ほかの委員の皆様のコメントもお聞きしながら感じたところでございます。

以上です。

○樫委員長 どうもありがとうございました。DX化に関してはいろいろな意見を頂戴したところです。もちろんDXに関してはトランジションマネジメント、DXの難民というか、中小企業とかそういうところに対してのいろいろな問題はあると思うのですが、その種のことのできるかどうかではないかなと個人的には思います。

川崎委員、清原委員、手が挙がっています。申し訳ありません、あとお二方ぐらいに限らせていただければと思います。

松村委員も。すみません、3名の方。大変失礼しました。

まず川崎委員、よろしく願います。

○川崎委員 ありがとうございます。2点ほど申し上げます。

1点目は、今のDXないしシステム化の話です。これについては私も、やはりそのオンライン調査を更に拡充、普及していくことは確かに重要だと思います。1点、特に気を付けなければいけないのは、実はオンライン回答とかシステム回答に対応できない事業者、回答者がそれなりの数いることだと思います。結局そういう方々まできちんと回答を得ないことには正確な統計が作れないということがあります。ですので、例えば政府内とか企業間とか、そこはそういうネットワークなら、それは一気にオンライン化も進むかと思う

のですが、相手が、例えば零細な事業者であったり、個人であったり、システムの苦手な高齢者であったり、そういう方々にどうやってきちんとアプローチしていくかということも考えないと、ただシステムを導入して、さあオンラインやりましょうというだけでは進まない。恐らく今この調査でもオンラインで回答ができるようになっていないかと思うのですが、その辺りの回答者側への配慮、回答者側がいかに参加しやすいようにするかがもう一つ求められるのではないかという気がします。これが1点です。

2点目は、先ほどのお話に戻るのですが、この後どの程度きちんと計算し直しをするかとかですが、どうも私、今回の御説明をお聞きしていますと、変更をどのようなことをやったかという説明がプロセスとして説明してあるものですから、計算の中身がどうなっているかが十分見えないのですが、その中で私の理解がもし間違っていたら教えてください。私の理解ですと、従前の方法であっても、賞与ですね、年に2回ほど公表される賞与のデータ、これは全くずれも誤りも起こっていないと理解しているのが1点ですが、これが正しいかどうかを確認したいのが1点です。

それから2点目は、特別に支払われた給与と、それから賞与の月次です。これはさすがに従前はずれていたということなので、これは月ずれが起こっていることは間違いないと思います。その点、その影響度は、先ほどの数字のように0.1%でしょうか、そういったようなところだと思うのですが、月ずれはあっても年平均にしたら、そこは差がないはずだと思うのですが、何となくこの数字を見ると年平均でも差が出ていると書いてあるのですが、年平均で差が出る理由があるのでしょうか。私は、月ずれだけだったならば、年平均にしたら、ボーナスが翌年に出るとか、多分そんなにないのだろうと、年をまたがるような遅延はさすがにあまりないだろうと思うので、その辺りどういう事情なのかをもう少し教えていただけたらと思います。

以上です。ですので、後半だけが質問という趣旨です。

○樫委員長 御回答いただければと思います。

○野口厚生労働省政策統括官付参事官付統計管理官 2点御質問いただいたと思います。まず賞与についてでございますが、川崎委員御指摘のように、賞与については3か月を合算して計算しております。その方法には変更ございませんので、賞与については従来どおりで間違いはございません。

それから、年の集計で差が出る部分でございますが、今回試算させていただいておりますのが、6月分の賞与が8月分に計上されていたときに、その6月分の賞与を外して比較をしているために、若干の差ではございますが、差が出ていることを報告させていただいた数字でございます。

○川崎委員 分かりました。ありがとうございます。

○樫委員長 どうもありがとうございました。

それでは、松村委員、よろしく申し上げます。

○松村委員 ありがとうございます。先ほど直前に、川崎委員や津谷委員がおっしゃられていたことでもありますが、やはり回答・集計というところで、フィージビリティの問題をどう考えるか。国土交通省の問題では、集計側のフィージビリティ、例えばリソースと

かアビリティにも問題があったところです。同様に報告する側のフィージビリティ、例えばこの毎月勤労統計調査にしても、建設工事受注動態統計調査にしても、毎月の調査であって、しかも後者ですと翌月10日までに出不さなければいけないということに全ての企業が対応できるのかというフィージビリティです。やはり早く、そしてなるべく詳細に質問があった方がいいのかもしれませんが、果たして、それによって逆に回答率が下がってしまう、若しくは遅れてしまうと、結果的に正確性が落ちてしまいます。そのトレードオフをフィージビリティの中でどう考えていくか、ということもあると思います。

国土交通省の問題の例ですと、企業規模で、大体小さいところがと言われてはいますが、具体的にどういう規模のところが遅れているのか。また、遅れて出てくるのも、どういう遅れ方をしているのか。例えば、遅れてくるところにある程度規則性があるって、3、6、9、12みたいな四半期末に出してくるような場合ですと、果たしてそういう企業を毎月調査するのが妥当なのか。想像ですが、多分非常に規模の小さいところなのかもしれませんけれども、そういうところは四半期調査にして、毎月のところは大企業と、あとその補完推計みたいなもので作っていくとか。そういう回答側のフィージビリティも含めて、議論なり、考えていくことが必要なかと思いました。

あと、津谷委員からもお話がありましたけれども、やはり当然、なるべく回答する方がいいわけで、そのためにもやはり公的統計の意義というものの理解促進ですとか、必要な場合は回答サポートみたいなものもあっていいのかもしれませんが。あとは今回、国土交通省の場合ですと、いろいろ集計側のフィージビリティ、マンパワーの問題もありましたが、集計、回収における民間の活用も含めて、少し長い目でそういうところも考えられたらと思った次第です。

以上です。

○樫委員長 どうもありがとうございました。これもどちらかという統計全般に関わる課題ですね。どうもありがとうございました。

清原委員からも手が挙がっているかと思えますけれども、よろしくお願ひします。

○清原委員 ありがとうございます。清原です。今の松村委員の発言とかなり重なりますし、今までの委員の皆様からのお話を伺って、2点申し上げたいと思います。

この度の国土交通省建設工事受注動態統計調査の問題が出たことにより、厚生労働省におかれまして毎月勤労統計調査の問題について再点検をされて、今回報告をしていただいたことは、大変重要な課題を提出していただいたことになったと思います。それは、月次の調査の在り方と、遅延調査票をどういうふうに反映していくか、もう回答しなかったものとしておいておくのではなくて、それを生かしたいという気持ちが、国土交通省の事例でも厚生労働省の事例でも表れてきたのではないかと思います。それだけ調査票を貴重なものとして受け止めているからこそ、今回の課題が出てきたと思います。したがって、今後、統計委員会において、この二つの調査に代表される月次調査と遅延調査票の取扱いで、どれだけ適正な結果をデータとして得ることができるかが、課題として集中的に議論できればいいなと感じました。

2点目に、先ほど松村委員はフィージビリティとおっしゃっていただいて、その言葉に

象徴されていると思うのですが、私はやはり、D X化は社会的な動向だと思いますけれども、中小企業、零細企業におかれては、必ずしもそれが十分に支援されていないという現実もあると思います。その中で、この公的統計に回答していただく、その回答の仕組みとしてのD X化が支援されたとしても、経営における人事や、あるいはその他、国土交通省であれば受注の記録などにおけるD X化が相まっていないと、公的統計とは必ずしも連結しないことがあると思います。したがって、中小企業支援の問題に統計委員会が提案する立場ではないのかもしれませんが、公的統計の持続可能性と適正な協力をいただくプロセスにおいて明らかになってきた中小零細の企業に対するD X支援、そのことが公的統計の作成プロセスにおいてもより良い方向になっていくのだなんていうことが提案できたらなど、そんなことを委員の皆様のお話を伺っていて思いました。

公的統計は、まさに現実社会につながっているからこそ意味があることで、報告いただいたデータを様々な政策に生かしていただいて、現場に実感を持って公的統計が、より良い暮らし、働き方、あるいは製造、建設につながっていくのだということになっていくわけですから、そのことを改めて、今日の御報告を端緒に再確認をさせていただきました。統計委員会として、委員の一人としてしっかりとそれを受け止めて、今後に反映していきたいと思いました。

以上、意見を申し述べさせていただきました。よろしく申し上げます。

○樫委員長 清原委員、どうもありがとうございました。恐らく農林水産省の統計で、会計ソフトを農業経営体に配布して、それと統計をつなげる、それを配ることに関しては大変な予算措置が要ると思うのですが、そういう枠組みがあったと思います。もちろん、中小企業全般に対してそれがどれくらいできるのかも含めて、将来の中長期的なD X化の中で、公的統計ともそういうものが密接に関係する。それから、先ほど松村委員からもあったように、そもそもフィージビリティ、聞く方の立場に立っているいろいろな項目ができていくから、結局内部的に按分しているものからいろいろなものが出てくるとか、そういうことも各府省横断であるのではないかと思いますので、いろいろな意味で、今後の統計行政の中で、在り方を、中長期的なことを考えることが適切ではないかと思ったところです。

○清原委員 ありがとうございます。

○樫委員長 実は1点、かなり大きな問題を私自身も認識したところなのですが、少し私自身の意見、取りまとめた意見をさせていただければと思います。

まず、今回説明いただいた、毎月勤労統計調査の集計方法の見直しというものは、ある一定のきっかけを基に、統計精度を改善するために行おうとした、完璧なもの、ベストを目指すのは統計の実務の上ではなかなか難しいのですけれども、改善を行うためだったということが第1の評価だと思います。

それから第2に、これが改善である以上は、見直し前のものがどれくらい不適切だったかという評価が要るかと思うのですね。見直し前のものが不適切であるということまで言えるのでしたら、それに基づいて統計数値の改定を、遡ること、公式に遡ることが必要かと思うのですけれども、そこについて、まず私としては、これは不適切であるという評価には至らない、つまり、あくまでこれは改善の一環として出てきたことであると評価いた

します。これに少し、白塚委員、もしあれば後から是非コメントいただきたいのです。結局私自身の問題意識は、これから統計の中では、どんどんこういう改善活動はやっていただきたいのです。でもそうすると、それに基づいて、確報とかを全て訂正することになれば、それは逆に改善活動を阻害するのではないか。だから、今までのものが明らかに不適切であるという評価の場合には、その種の措置をしていただく必要があるのではないかと考えましたけれども、一方で、統計数値本来、今回の見直しを行ったことによって、どう過去に遡れば変わるか、その種の参考系列というか、そういうものは必ず出していただく必要がある。結局今回の見直しがどういう影響を与えたかと、これがまず第1の点です。

そういう前提の下で話させていただきますけれども、一方で、これを今回こういう形で報告していただいたことは高く評価します。ただ、もう既にありましたけれども、統計の利用者に対して、本来、集計方法を変更すること、その変更内容とか予想される影響の大きさは、利用者にはきちんと出していただく必要があって、その意味で若干そういうことが遅れた、利用者の配慮に関して遅れていたことは残念なことかなと言わざるを得ないということです。今からでも結構なのですけれども、できるだけ速やかに、この統計の利用者に対して、利用上の注意といいますか、ここでこういうふうに変ったのだということも含めて出していただくことは必要だと思います。

それから、今回の直近時点での試算結果を頂戴しましたけれども、現金給与総額への影響は、先ほどもありましたけど、標準誤差の範囲内であり、極めて軽微と考えられます。ただ、値の大きな賞与額が、賞与支払月ではなくて、値の小さい8月や1月の特別に支払われた給与に加算されることで平均値は引き上げられるのだろうか。先ほどその辺は非常に微妙な話だという技術的な説明がありましたけれども、試算以前の月額集計値も、その程度は分かりませんが、大きくなっていった可能性は高い。それから、既に御認識いただいたわけですが、今回の改善の発端にもなった、地方がこれを使う、地方集計に使うことについての試算は、やはり今後の課題、行われていない状況だと思います。今回の発端が地方から出てきていることからすると、やはり地方の方々との関係性、ユーザーに対する関係性も強化していただく上で、そういうことはやっていただきたい。

今後、試算以前の、月額集計値や地方集計が今回のものによってどういう形になってきたかに関しては、何らかの形でまとめていただく、ディスカッションペーパーのようなものにしてまとめていただいて、利用者への周知、注意喚起を行うことはやはり非常に重要だと思います。是非そういうことも、御多忙とは存じますが、検討いただければと思います。

本件は本来、調査方法の変更に関わるものではなくて、申請事項でもない案件だったのですけれども、今回幅広く統計委員会に相談いただいたことについては、委員長として高く評価したいと考えます。先ほど言いましたけれども、もちろんこういうもののあるべき姿論は、集計方法の変更を行う前に御相談いただくことですので、ある種相談的な仕組みがうまく機能した例だと私は考えております。本日アドバイスしたことも、本来だったら変更前にアドバイスできればと思っておりますけれども、この種の方法、自主的に点検して出していただいたことに関しては、今後各省も参考にさせていただければと思います。

少し長くなりましたけれども、以上のように取りまとめさせていただければと思います。
本日は、どうも厚生労働省、説明ありがとうございました。

それでは、恐縮ですけれども、ここで休憩を取らせていただければと思います。16時50分に再開したいと思いますので、よろしくお願いします。

(休 憩)

○萩野総務省統計委員会担当室長 ここで一旦、報道のカメラが入ります。では、これからカメラ撮りを可といたします。

それでは、カメラ撮りはここまでといたします。

○樫委員長 お待たせいたしました。次の議事に移りたいと思います。建設工事受注動態統計調査についてです。

本件に関しまして、一般社団法人日本統計学会から声明文が寄せられております。事務局から御紹介をお願い申し上げます。

○萩野総務省統計委員会担当室長 資料4を御覧ください。国土交通省建設工事受注動態統計調査における二重計上問題につきまして、日本統計学会から遺憾の意が表明されておりました。遡及訂正、信頼回復、再発防止が求められております。その上で、以下のような提言がなされております。

第1に、今回の問題は、各府省において統計に対する軽視の姿勢が十分に改められていないことの表れであり、人員配置の不足から業務過多を招き、自らが行う統計作成を見直す機会を持てなかった可能性がある。いま一度、各府省が統計の信頼性を保証する統計業務の重要性を再認識し、それを実現するために、必要な予算、十分な人員の配分を喫緊の課題として行うべきであるとされております。

第2に、関係府省は、大学・大学院で統計の専門的教育を受けた人材の採用を進めるとともに、統計に関する専門的知識を取得できるように職員の研修を抜本的に強化し、統計における誤りを自ら正して総合的に統計を俯瞰できる人材を育成する必要がある。それと同時に、職員を支援するために、統計について相談できる窓口の設置や、学識経験者との意見交換の場を設けることが望ましいとされております。

第3に、データ入力システムが、報告が遅延した調査票についてもデータ入力を正しく行える仕組みとなっているか、報告者の調査票記入の負担は大きくないかなどについても改めて点検していく必要があるとされております。

最後に、日本統計学会は、我が国における主要な統計の質と信頼を保証するために、様々な形で政府の統計の信頼回復のために支援を行う所存であると述べられております。

以上です。

○樫委員長 御紹介ありがとうございました。日本統計学会からの率直かつ貴重な御意見をいただきました。統計委員会としても、こうした御意見を真摯に受け止めて、議論を進めてまいりたいと考えます。また、各府省におかれましても、組織内に周知いただくとともに、今後の取組を進めるに当たり御留意いただくようお願い申し上げます。

さて、前回の統計委員会では、検証委員会の報告書について、国土交通省から説明をいただくとともに、年末に統計委員会委員の皆様方からいただいた意見などへの回答につい

て説明していただきました。

本日は、前回に続きまして、大変御多忙だと思っておりますが、ヒアリングを行うことにしました。14日の報告書、これを委員の皆様へ送付した後に、いただいた意見などについて、その回答を国土交通省から説明いただこうと思っております。恐縮ですが、よろしく願いいたします。

○榑田国土交通省大臣官房サイバーセキュリティ・情報化審議官 国土交通省の統計部門の審議官をしております榑田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

資料5に基づきまして御説明を申し上げます。統計委員会の委員からいただいた御意見や御質問についての御説明の資料でございます。

まず1ページ目、一つ目の項目でございます。本件合算処理を行った月について、その月の欠測値の補完値が過大評価されていると、そういうことが認識されていないのかという御指摘をいただいております。この御指摘を踏まえまして、先日1月14日に国土交通省から公表した資料におきまして、その旨の記述を追加させていただいております。下の図でございます。左側が実際の提出状況で、右側がそれを合算処理したときの処理でございます。事業者Cが、こちらは遅れて出てきた事業者、事業者Dは最初から最後まで提出をしていなかった事業者でございます。事業者Dの8月分のところを御覧いただきますと、正しく集計した場合には推計値として40億円が置かれるところを、合算処理がなされた場合、二重集計が行われた場合には、事業者Dについては60億円あるいは50億円という数字が置かれて、推計値が過大評価されていることを表記させていただいたところでございます。

続きまして、2ページ目の項目でございます。数値の復元にどのように取り組んでいくかの御質問をいただきました。こちらにつきましては、今月20日に、建設工事受注動態統計調査の不適切処理に係る遡及改定に関する検討会議、こちらを立ち上げさせていただきました。座長には美添名誉教授に御就任いただいております。こちらは昨日、第1回の検討会議を開催したところでございます。

こちらの会議では、統計の有識者に御参画をいただきまして、統計の信頼回復に向けまして、建設工事受注動態統計調査の数値を適正な姿にすべく、御検討いただくこととしております。具体的には、残っております調査票の精査をどのようにしていくか、また、二重計上の影響が生じている期間の数値をどのように推計していくかについて御検討いただいた上で、遡及改定の手法などについて、総務省や統計委員会にも御相談をしてみたいと考えてございます。今後、統計の有識者の御意見を伺いながら、本年5月に予定しております令和3年度の年度分の統計調査の公表までに、統計の信頼回復に向けて一定の結論を出すべく、早急に検討を進めてまいりたいと思っております。

また、建設総合統計につきましては、建設工事受注動態統計調査に基づく元請受注高を基に、毎月の出来高、すなわち実際の建設投資額を推計しております。したがって、まずは建設工事受注動態統計調査を適正な姿に改定することが重要だと考えております。このため、今後、この検討会議において、建設総合統計の取扱いも含めて検討をしてみたいと考えてございます。

次に、3 ページ目でございます。建設工事受注動態統計調査につきまして、法令上どのような利用がされているかの御質問でございます。まず、法令上は、利用が規定されている、そういった法令はございません。その上で、実際に利用していただいている事項としましては、内閣府の月例経済報告や建設総合統計、また中小企業庁のセーフティネット保証における業種指定などに用いられているものと認識をしております。

続きまして、期限後に提出された調査票の扱いについて御質問でございます。こちらにつきましては、都道府県に対して合算処理をやめるように指示した以後も、一部の都道府県において、合算して、手書きで書き換えられている可能性がある調査票が確認されておりますので、今後精査をしてみたいと考えてございます。

次に、都道府県ではどこの部署が調査を担当しているのか、また、そこの部署ではどんな業務を担当しているのかの御質問でございます。都道府県では、主に建設業を所管している部局が担当しておりまして、これらの部局では、建設業法に基づく許認可や指導監督を行っているものと認識をしております。建設工事受注動態統計調査の関係では、毎年度担当者会議を開催しておりますほか、法定受託事務として都道府県が実施をいただいている業務、調査票の配布、回収、それから調査票の審査、本省への送付、このような業務について連絡調整を行っております。

続きまして、調査方法につきまして、郵送、調査員、オンラインが併用されているが、どう使い分けているかの御質問でございます。郵送かオンラインかにつきましては、年度の初めの調査開始の時点で、対象とされた事業者がお好きな方を選択いただくことができることにしております。また、調査員による方法につきましては、一部の自治体で実施をされておりまして、調査票の回収や督促の事務を行っているところでございます。

次の4 ページ目でございます。都道府県に法定受託事務としてお願いしている事務でございますが、原則としては都道府県が自ら行っておりますが、一部の都道府県では市区町村に業務を委託している場合があると承知をしております。

続きまして、オンラインで回答した調査について、重複しないようにどのような調整をしているかの御質問でございます。オンライン調査で回答があった事業者の情報につきましては、国から都道府県に対してオンライン調査の回答があった旨の情報提供を行って、重複がないように調整を行っております。

続きまして、調査票の入力や確認をどのような方法で行っているかの御質問でございます。まず、都道府県から郵送された紙の調査票につきましては、国の委託業者がOCRを使って読み取りを行います。回収された枚数と、読み取って入力された結果の枚数については、調査票の枚数と入力されたデータの結果を突合しております。読み取り精度の確認につきましては、OCRの識字エラー頻度を調整いたしまして、また、疑義のある記載がある場合につきましては、その都度、記載内容の確認を行っております。データチェックにつきましては、紙の調査票を読み込んだデータと、それからオンラインのデータを統合した上で、国の職員がエラーチェックシステムに取り込んで、エラーの修正処理を行っております。

続きまして、集計乗率はどこで計算しているかの御質問でございます。まず抽出率につ

きましては、毎年度、対象事業者を抽出した時点で、国土交通省において乗率を決定しております。また、回収率につきましては、毎月の回収データの集計時に、統計センターにおいて計算をしております。集計乗率の基となるデータとしましては、建設業許可業者の名簿、建設工事施工統計調査対象者名簿、建設工事受注動態統計調査対象者名簿、回収業者名簿がございます。

続きまして、重複や白紙などの扱いについての御質問でございます。同一の事業者が紙の調査票とオンライン両方を提出した場合には、エラーチェックシステムによって重複を排除する処理を行っております。また、建設工事受注動態統計調査では、受注実績がゼロの場合は、受注高の欄を空欄で提出することとしておりますので、空欄で出た場合には回答事業者として回収率に組み込まれる、こういう扱いをいたしてございます。

続きまして、統計センターとの役割分担でございます。図にございますように、まず国土交通省で調査票の回収、確認、調査票の取り込み、データ化、エラーチェックを行いまして、ここから統計センターに送付をいたしまして、統計センターでエラーチェック、それから国土交通省へ照会、個票データの作成、集計結果表作成まで行って、国土交通省に送付をいたします。その後、国土交通省で個票データの集計、最終的に公表資料の作成・公表を行っていると、このような役割分担となっております。

続きまして、6ページでございます。処理のプロセスについての説明資料がどうなっているかの御質問でございます。統計のプロセスに係る資料につきましては、直近では、担当者の引継ぎ資料として作成をされておまして、適宜更新されている状況でございます。

続きまして、データの保存の状況についての御質問でございます。まず個票データと集計結果データにつきまして、国土交通省のファイルサーバーに保存をしております。具体的には、電子調査票のデータ、それから、統計センターから提供される公表データ及び集計結果データ、それから国土交通省のシステムで作成される集計結果データ、この3種類を保存してございます。国土交通省では、規則に基づきまして、平成21年度以降の電子データについては永年保存をすることとされております。統計センターにおいては、保存期間は次の年度の年度計までということといたしておまして、保存期間終了後はデータを消去していると伺っております。

引き続き、データの保存についての御質問でございます。少なくとも平成21年度分以降の電子データは保存をさせていただきます。

続きまして、この建設工事受注動態統計調査につきまして、かつて速報を出しておりましたが、2019年2月を最後に公表が停止されているが、これはなぜかとの御質問でございます。まず調査計画の上では、調査期日の翌々月の10日を公表の期日としているところでございますが、従前はそれよりも前に速報を翌月末に公表していたということでございます。したがって、調査計画よりも前倒しした速報を行っており、一方で、確報については、調査計画どおりの、翌々月の10日前後に公表しておりました。当時の担当者に確認したところでは、速報へのニーズが必ずしも高くないことから、プラスアルファで行っておりました速報を中止して、調査計画どおりの公表だけを行うこととしたということでございます。

続きまして、令和3年4月から推計を見直しておりますが、この内容についてでございます。令和3年4月から新しい推計方法を採用して、令和2年1月分まで遡って参考値を公表してございます。具体的には、建設工事施工統計調査において、回答がない事業者が4万事業者ありまして、回収率が60%程度でございましたので、その欠測値を補完する見直しを行いました。それで、これに合わせて、建設工事受注動態統計調査につきましても推計方法の見直しを行ってございます。その結果、従前と従後を比較しますと、従前の公表値が79.6兆円であるのに対して、新たな推計方法では103.0兆円へと増加してございます。なお、これらの数値につきましては、建設工事受注動態統計調査における不適切な処理を受けている点に留意が必要な数字でございます。

それから、建設工事受注動態統計調査以外の調査について、調査票が遅れて提出されることはない、会計検査院に対して回答した事案がございましたけれども、こちらにつきましては、事実関係について現在確認中でございます。

資料の御説明は以上でございます。

○**樫委員長** どうもありがとうございました。それでは、ただ今の御説明について、委員の皆様から何か御質問等あればよろしくお願ひいたします。いかがでしょうか。特によろしいでしょうか。

○**白塚委員** 1個だけ確認いいですか。

○**樫委員長** もちろんです。白塚委員、よろしくお願ひします。

○**白塚委員** 5ページの、国土交通省と統計センターの役割分担のところなのですが、よく分からなかったのですが、国土交通省でやっているエラーチェックと統計センターでやっているエラーチェック、それから国土交通省でやっている個票データの集計と、統計センターでやっている個票データの作成、集計結果表の作成の作業は、違うことをやっているということなののでしょうか。それとも同じことをダブルチェックしているのでしょうか。

○**樫委員長** いかがでしょうか。

○**榎田国土交通省大臣官房サイバーセキュリティ・情報化審議官** エラーチェックにつきましては、基本的に同じチェックを行っておりますけれども、統計センターの方がより厳格なチェックを行っておられると伺っております。それから、個票データにつきましては、これは別のチェックをしています。

○**樫委員長** 白塚委員、よろしいでしょうか。システムによるエラーチェックに関しては水準が少し違うということですね。

いかがでしょう。よろしいですか。

申し訳ありません、菅委員。気が付かないで大変恐縮です。よろしくお願ひします。

○**菅委員** 7ページなのですが、教えていただきたいのですが、従前の公表値と新たな推計の参考値を比較すると、令和2年度受注高は、従前が79.6兆円であるのに対し、新たな推計方法による参考値は103.0兆円へと増加してありますと書いてあるのですが、直感的には、二重計上していたのだから、前のやり方の方が多くなるような気がするのですが、新しいやり方だと二重計上がなくなったのに何で増えるのかと、そこが直感的

によく分からなかったもので、そこを教えていただきたいのと、もう一つはその後で、「建設受注統計調査以外の統計について、調査票が遅れて提出されることはない。」と、これに関して質問なのですけれども、その答えについて、会計検査院に対して回答している旨の記載があり、それについて確認しているということなのですけれども、何か質問と答えが合っていないような。質問の方は、他の統計では遅れて提出されることはないのかと聞いているのに、これの回答は、その建設工事受注動態統計調査と記載されていて、質問と回答が合っていないような気がするのですけれども、いかがでしょうか。質問は、他の統計では遅れて提出されたことはないのか聞いているような、それに対して回答が合っていないような気がするのですが、そこについて、私の誤解もあると思いますので、教えていただけたらと思います。

○樫委員長 どうもありがとうございます。よろしくお願いいたします。

○榎田国土交通省大臣官房サイバーセキュリティ・情報化審議官 7ページの上の方の、令和3年からの数値が変わった理由でございますが、令和3年4月に二つの見直しを行っております。一つは推計方法の見直しについてで、母集団推計の方法を変えたことがございます。それからもう一つは、合算措置をやめて、二重計上がないようにした、二つの措置を行っております。それで、菅委員が御指摘のように、二重計上をやめた部分については下方向に向かう動き、一方で、母集団推計の見直しについては、欠測値補完を行って、数字が大きくなる方向に見直しましたので、その二つを合わせますと数字が大きくなる方向の動きになったということでございます。

それから、調査票が遅れて提出されたことはない、これは検証委員会の報告書においてこのように書かれており、このように書かれていた事実関係について確認中であるとだけ申し上げさせていただいております。検証委員会報告書で言われておりますのは、会計検査院に対して、こういう回答といいますか、説明をしたとの事実が書かれておりますので、そういった事実関係について確認をさせていただいております。

○樫委員長 どうもありがとうございます。菅委員、よろしいでしょうか。

○菅委員 分かりました。どうもありがとうございます。

○樫委員長 川崎委員、よろしくお願いいたします。

○川崎委員 ありがとうございます。御説明ありがとうございます。私は、1点感想と、それから2点ほど質問をさせていただきます。

まず簡単な感想ですが、頂いた御説明の中の5ページ目、国土交通省と統計センターの役割分担、これを見て、なるほどこれだとエラーが起きやすいなど。要は二つの要素、両方見るのが難しくなっているなという気がする、これがやはり大きな問題が起こったシステム設計上の問題ではないかという気がしました。つまり、左側の青いボックス、国土交通省側で調査票の合算を行い、個票データの中で合算が行われている。そして右側では、そういうことがない前提で、統計センター、黄色の方の集計を行うと、そういう設計になっているわけで、その設計が、全体が一望できる仕掛けになっていないのは、これはかなり設計上の弱点だという感じがしましたので、今後統計委員会の方においてもこのようなことを、いろいろな意味で共通性のある問題点を考えていく。そして、もちろん国土

交通省の問題の解決にも提言していきたいと思いますが、全国的に横断的にチェックするポイントの一つがこういうところではないかという気がしたというのが1点、感想です。

それから、質問は2点ありまして、1点目は6ページ目のところですが、2番目の質問について、保存されているデータファイルです。これを見ますと、三つあるとのことで、1番目に電子調査票データと書いてあるのですが、これは、実は電子調査票データにはいろいろなタイプがあり得るわけです。例えば入力直後の、エラーチェック前のものと、それから、全部、徹底的なチェックを行って、最後の集計に使う前のものとあるのですが、これはどの段階のものを保存されているのか。全ての段階か、どの段階かが結構重要になってきます。前の毎月勤労統計のときに大事だったのは、やはり中間処理データとか、そういったものもきちんと保存しておく必要があるという話があったわけですが、これについてはまだ、その話が出てから間もないタイミングでこの問題が起こっているから、対応が十分できていないのかもしれないかもしれませんが、ここの電子調査票データがどの段階のものかを確認させていただきたいと思います。

それから、質問の2点目は3ページ目の一番下のところですが、調査のやり方についてです。これの中で、一番下の二、三行のところですが、調査員による方法は一部の自治体で実施されており、調査票の回収・督促の事務を行っていることになるのですが、そうすると、ここで確認させていただきたいのは、調査票の督促は、この調査員がいるところではないとやっていないということなのではないでしょうか。調査票の督促をどのようにされているかが大変心配になります。結局いくらオンライン調査があっても、回答する側がオンラインのシステムに向き合ってくれないと、いくらシステムがあっても回答が得られないわけですよね。そういう意味で、調査対象にきちんとアプローチし、理解を得て督促をするプロセスはものすごく大事なことなのですが、そこを、もしかしたら本当に一部の自治体でしかやっていないのだとすれば、これは回収率が上がらないなという気もするので、それは私の誤解なのかどうか、もう少し御説明いただけたらと思います。

以上です。よろしくお願いいたします。

○**椿委員長** どうもありがとうございました。いかがでしょうか。よろしくお願いいたします。

○**榎田国土交通省大臣官房サイバーセキュリティ・情報化審議官** 6ページ目の電子調査票データの保存の状況でございますが、こちらは業者から出されたままのデータと、それからチェックが終わった後のデータの両方を保存してございます。

それから、3ページ目の調査票の督促についてでございますが、業務をお願いしております各都道府県、これは建設業所管部局をお願いしております。この建設業所管部局をお願いする理由は、やはり日頃から業者といろいろな面で接触したり、あるいは業界の実情を一番よく分かっている部署をお願いしております、こちらの建設業所管部局から調査対象者に督促していただいていると、こういう状況でございます。

○**川崎委員** 分かりました。データの保存は少なくとも2段階あるというのを聞いて多少安心しましたが、それでもまだ十分でないかもしれないと思います。それから、後の方のお話は、調査員ではなくて、その担当部局の方が督促をやると、それはそれで結構なことだと思います。ありがとうございました。

○樁委員長 どうもありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

審査から集計に至るプロセスの中で、どこの部分まで国土交通省、どこの部分まで統計センターと、いろいろ昔からの仕事の切り分けはあったかと思えますけれども、今後できることならば、という意見かなと思いました。いずれにせよ、いろいろな我々の質問に対して適切に答えていただいたということがあるかと思えます。今後少しまた追加の質問などあったら、許される範囲で御回答いただければと思います。

それから、関連して、私から一つ発言させていただければと思うのですが、実は昨日の報道の記事の中で、二重計上の影響により統計が4兆円過大かというものがあまして、統計委員会委員長の私のコメントが引用されていたかと存じます。この数字は報道機関で、一定の仮定の下で推計した数値であると承知しています。私自身は、その仮定自体の正しさ、妥当性を判断したものではありません。この仮定の妥当性判断には、国土交通省が持っている原数値がなければできないと考えているところです。そうした試算を行う場合には、それらの前提となる仮定を明確にさせていただくことが必要だと考えております。その仮定がある範囲内で合理的である、妥当性を持っているならば、概数の推定はできると考えているのですけれども、先ほど申し上げましたように、その妥当性の検証は原数値を持っている部局でなければなかなかできないので、今後の検証を待ちたいと考えているところです。この機会に私のコメントの趣旨を理解いただきたく、直接の議論ではないことかもしれませんが、一言申し上げさせていただいた次第です。

それでは、前回と今回にわたって、統計委員会の委員の皆様からの意見などを踏まえて質疑を行ってまいりました。これらを通じて分かったことも含めて、これから議論を進めていくに当たっての特別検討チームの設置について、続いて御説明させていただければと思います。

今日、多くの質問に対する回答はいただいたと承知しておりますけれども、何かまたこの種の検討の中で出てきた質問については、大変お忙しいと思えますけれども、対応いただければ幸甚です。有り難く思います。

それでは、前回の統計委員会におきまして、二つの、国土交通省と統計委員会の報告書を受けて、必要な精査を効率的かつ集中的に行っていくために、タスクフォースを企画部会の下に設けることについて御了解をいただいたところです。本日は、その設置に関する要領、資料6を用意させていただいています。

既に事務局からお知らせしているところなのですが、岸田総理大臣から各府省への指示がございました。これを踏まえて、統計委員会として対応するために、タスクフォースという言葉とは少し違うかもしれませんが、公的統計品質向上のための特別検討チームを設置することにいたしました。本チームも機動的に検討を進める必要があることから、統計作成プロセスあるいは品質管理に関する知見を有する先生方を中心に参画いただくことにいたしました。また、座長につきましては、公的統計の作成プロセスに知見を有しており、建設工事受注動態統計調査自体を所管する産業統計部会長の川崎委員にお願いしたいと考えております。

資料6の設置要領の中には書き込んでおりませんが、審議協力者として、信頼性あるいは、いわゆる失敗とか、トップ事象のリスクに知見を持っていらっしゃる電気通信大学名誉教授の鈴木和幸先生、やはり統計作成プロセスに関して、要求事項等々を提供して、しかもやはり民間等の統計作成プロセスに知見を持っている鈴木督久先生、それから同じく、やはり統計作成プロセスの要求事項タスクフォースの中で診断等々、それから事実上、人間系のサービスのプロセスの品質管理に知見のある東京大学の下野僚子先生、この3名にも御参画いただこうと思います。

本件の特別検討チームについてはこのような形とさせていただきたいと思うのですが、統計委員会の委員の皆様、よろしいでしょうか。

川崎委員、年末年始に引き続きいろいろお願いすることになりますけれども、よろしいでしょうか。

○川崎委員 はい、謹んでお引き受けします。よろしく願いいたします。そうは言いながら椿委員長は、もう品質管理、品質保証マネジメントの大家ですので、是非お時間の許す限り、この特別検討チームの方も御助言いただけたらと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○椿委員長 どうもありがとうございます。私も非正規のメンバーというか、このチームのミーティングがあるときには、できるだけ参加する方向で調整させていただきたいと思っております。

それでは、もし本件の特別検討チームの設置に関して御異議なければ、設置としたいのですけれども、委員の皆様いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○椿委員長 どうもありがとうございました。それでは、この設置要領によって特別検討チームを設置したいと思います。どうもありがとうございました。

今後この特別検討チームの中で議論を行っていただくこととなりますけれども、やはり検討すべき点は多岐にわたっています。まずは二つの報告書の精査を踏まえて、政府統計に広く関わる課題、特に統計の誤りとか偏りにつながる重大リスクの事象、その抽出とか、原因系の分析といえますか、そういうことが必要かと思っております。今日もやはり、事の軽重、結果が重いか軽いかは別として、原因系に関わる共通原因、やはり遅延調査票、しかも月次統計という、極めて短い中で、タイトなスケジュールの中で調査を行っていかねばならないときに起き得る人間系のミスも含めて、やはりレビューとか、そういうものが不足していること、それは公的統計にかかわらず、民間でもかなりの頻度で起きていると承知しております。その種の重大リスクの抽出とその原因、共通原因系と言われているものの抽出、そういうことに対して一定の知見のあるような先生にサポートをいただいて、逆にそういう状況を踏まえて、基幹統計調査の審査集計プロセスに対する点検を、リスクベースといえますか、重点的にどこをやるべきかを、まずは一步一步潰して、再発防止の議論を進めていければと考えているところです。

今回の問題はその種のミスという意味では、再三申し上げているのですが、変更点の管理の問題、それからやはりきちんとしたレビューの仕組みを作ることかと思

いますので、そういうところについては是非特別検討チームの中で検討いただければと思いますし、必要に応じて国土交通省や他府省からいろいろな意見等々を聴取して、情報交換させていただくこともあるかと思えます。

もう一つの課題は、いわゆるトップリスクの対応というか、非常に大きなリスクが起きたときに、その相談とか報告の体制という、そこをきちんと整備していくことかと思えます。これも是非、川崎委員、清原委員、清水臨時委員、年末年始、私も含めてそういうことも多く議論したと思えますし、新しい先生方の知見も得ながら進めていただければと期待しているところです。しっかり御議論いただくいいチャンス、ある意味でこれを機会にいろいろなことを考えるいいチャンスではないかと信じているところです。先ほど川崎委員からもありましたように、私も日程調整のメンバーに入れていただければ、是非オブザーバーとしていろいろな議論に加わることができればと思えます。また、所管するチームとしては、関連する部会の中でこの問題は考えていただくことが必要であり、産業統計部会と統計作成プロセス部会のメンバーの方々中心にやっていただくのは、それはそれで正しい姿だと思えますので、是非よろしく願いいたしたいと思えます。

以上、よろしいでしょうか。

それでは続きまして、先週19日の統計委員会で提示した精査の視点についてでございます。その後特に統計委員会の委員の皆様から御意見はなかったので、配布しました本日の資料8のとおり、19日に提示した内容のままで、特別検討チームに提示したいと考えているところです。特別検討チームの先生方におかれましては、この視点に沿って検討を進めていただければと思えます。座長を務める川崎委員、是非よろしく願いいたします。

○川崎委員 よろしく願いいたします。

○樫委員長 これも大変な検討になる、そもそもどのくらいの作業量になるかについてはなかなか難しい問題があるかと思えますけれども、参加委員の皆様、どうぞよろしく願いいたします。また、統計委員会の開催時には、恐縮ですけれども、適宜検討状況の報告をよろしく願い申し上げます。

本件につきまして、申し上げたいことは以上でございます。

本日用意しました議題は以上となります。

それでは、次回の委員会の日程につきまして、事務局から連絡をお願いいたします。

○萩野総務省統計委員会担当室長 次回の委員会につきましては調整中です。日時、場所につきましては、別途御連絡いたします。

以上です。

○樫委員長 それでは、以上をもちまして第173回統計委員会・第21回企画部会を終了したいと思います。本日はどうもありがとうございました。